

第6章 その他の手続き

- 1 規制区域指定の際の工事の届出2
- 2 擁壁等を除却する工事の届出6
- 3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出7

1 規制区域指定の際の工事の届出

法令

【法律】

第 21 条（工事等の届出）

宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

第 40 条（工事等の届出）

特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

【省令】

第 52 条（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書が令第 23 条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

- 4 前項の届出書が令第 25 条第 2 項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

第 82 条（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法）

特定盛土等に関する工事について、法第 40 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第 52 条第 2 項の規定を準用する。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第 40 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第 52 条第 4 項の規定を準用する。

解説

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から21日以内に届出書を提出してください。

以下の規模のいずれかに該当する工事については、届出書に加えて、位置図、地形図、土地の平面図並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類の提出が必要です。

- (1) 令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事（第4章「12 中間検査の申請」参照）
- (2) 令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事（第15章「1 定期報告を要する工事の規模」参照）

届出書が受理された場合は、工事が施行される土地の位置図、工事施行者の氏名又は名称などが公表されます。なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係自治体、関係法令の所管部署等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

届け出る事項には、当該工事をしている土地の面積、盛土又は切土の高さ（土石の堆積の最大堆積高さ）、盛土又は切土をする土地の面積（土石の堆積を行う土地の面積）及び盛土又は切土の土量（土石の堆積の最大堆積土量）が含まれ、それらの規模を超えた宅地造成等に関する工事を行う場合は、規制区域指定後の盛土等として法第12条第1項又は法第30条第1項に基づく許可を受ける必要があります。

この場合、届出に係る規模を超えた部分が許可対象行為となりますが、届出に係る工事と許可に係る工事に一体性がある場合は、許可に係る工事部分のみで技術的基準に適合することが困難であるため、届出に係る工事を含めた一体の工事として審査します。

補足

- ・法第21条及び法第40条に基づく届出においては、盛土規制法に基づく技術的基準に適合させる必要はありません。ただし、届出対象の盛土等に係る土地の保全義務（法第22条、法第41条）は課せられているため、災害の発生のおそれ大きいと認められる場合には、改善命令（法第23条、法第42条）の対象となります。
- ・土地所有者等の同意を得る必要はありません。

第2編 手続編

1.1 土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事の届出
届出書に表 6-1 に記載の書類を添付して提出してください。

表 6-1 規制区域の指定の際に行われている工事の届出書類

書類名称	根拠規定	備考	様式
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書、土石の堆積に関する工事の届出書	省令第52条第1項、第3項 省令第82条第1項、第2項	・1部提出すること(複写不可) ・工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨る場合にあつては、宅地造成等工事規制区域を選択すること	省令別記様式第15又は第16
その他の書類			
現況写真	省令第52条第2項、第4項 省令第82条第1項、第2項	・令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当する場合に提出すること ・令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事に該当する場合に提出すること ・土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・工事をする土地の区域を明示すること(赤線で囲むこと) ・2方向以上で、撮影日時、敷地の現況、接道する道路の現況、崖及び擁壁の現況がわかるもの	
図面の種類	明示すべき事項	備考	縮尺
位置図	・令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に該当する場合に提出すること ・令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事に該当する場合に提出すること ・作成に当たっては、表4-4「図面の詳細」を参照すること		
地形図 (現況平面図)			
土地の平面図			
現況断面図			
土地の断面図			
求積図			
その他市長が必要であると認める図書			

1.2 届出情報の公表

法令

【法律】

第21条（工事等の届出）

- 1 略
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第40条（工事等の届出）

- 1 略
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

第54条（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項）

法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第84条（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

法第40条第2項の主務省令で定める事項は、第54条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第1号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

解説

工事等の届出を受理したときは、以下の事項を公表します。

- (1) 工事が施行される土地の位置図
- (2) 工事の届出年月日
- (3) 工事施行者の氏名又は名称
- (4) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- (5) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- (6) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積を行う土地の面積
- (7) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積土量

補足

- ・ 工事の概況を把握するとともに、公表により一般の第三者が土地等の取引に際して不測の損害を被ることのないように保護すること、関係機関と工事の内容を常時、容易かつ正確に共有することを目的としています。

2 擁壁等を除却する工事の届出

法令

【法律】

第21条（工事等の届出）

1・2 略

- 3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第40条（工事等の届出）

1・2 略

- 3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【政令】

第26条（届出を要する工事）

法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

- 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

第34条（届出を要する工事）

法第40条第3項の政令で定める工事は、第26条第1項に規定する工事とする。この場合においては、同条第2項の規定を準用する。

【省令】

第55条（擁壁等に関する工事の届出）

法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

第85条（擁壁等に関する工事の届出）

法第40条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

解説

次に掲げる工事を行う場合は、工事に着手する14日前までに届出書（省令別記様式第17）を提出してください。一部の除却であっても届出が必要です。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

届出が必要な工事

- (1) 規制区域内の土地において行う、高さが2mを超える擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- (2) 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- (3) 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

法令

【法律】

第21条（工事等の届出）

1～3 略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第40条（工事等の届出）

1～3 略

- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第30条第1項若しくは第35条第1項の許可を受け、又は第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

第56条（公共施設用地の転用の届出）

法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

第86条（公共施設用地の転用の届出）

法第40条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

解説

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出書（省令別記様式第18）を提出してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

